

日唐營繕令營造関係条文の検討

古瀬 奈津子

はじめに

『天一閣蔵明鈔本天聖令校證』上・下が刊行され（中華書局、2006年10月）、漸く天聖令の全貌が明らかになり、日唐令比較研究も軌道に乗ってきた。本稿では、発見された天聖令の篇目のうち、營繕令について考察を行う。

營繕令の篇目名は、池田温氏・牛來穎氏が指摘されているように、『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条によると、隋の開皇令までは營繕令の篇目名は見えない。唐令に至って初めて營繕令の篇目名が出現したのは、国家的造営事業に関する法典の整備と評価することができよう。營繕令の篇目名は宋令、金令、元通制条格まで継承されていくことになる¹⁾。

天聖令の營繕令は、宋令が28条、不行唐令が4条の合計32条が知られる。『唐令拾遺』で復原された唐令が8条、『唐令拾遺補』で復原されたものが7条、さらに追補された条文が1条あり、従来知られていた唐營繕令の条文は16条であり、天聖令の条文の半数であった。そのことを考えると、天聖令によって唐の營繕令の全体像を推測できるようになったことの意義は大きい。

營繕令の宋令の条文構成は、計功、都城や州鎮城郭など特別な土木造営、器物造営の規格、恒常的な土木造営、器仗類の管理・修理、津橋道路類の修理、舟船の管理・修理・造替、公廩の修理・新造、河堤の管理・修理、となる。すなわち、計功に関する原則、特別な土木造営、器物造営の規格を規定し、その後は、恒常的な造営・管理・修理（造替、新造を含む）について、土木・器仗・津橋道路・舟船・公廩・河堤といった対象ごとに規定したものと考えられる²⁾。

營繕令は前述したように、宋令28条、不行唐令4条で、唐令においては32条の条文があったと考えられる。一方、日本の養老令における營繕令は17条で、唐令の約半数しか継受していない。營繕令は、倉庫令や厩牧令などとともに唐令を継受しなかった条文が多い篇目なのである。継受しなかった条文が多い理由としては、日唐で社会や制度の違いが大きくて継受できなかったことや、唐令における細かい具体的な規定を日本令制定時には想定できなかったことなどが考えられる³⁾。

本稿では、營繕令冒頭部分の都城や州鎮城郭など特別な土木造営に含まれる宋2条・3条と日本の養老2条の継受関係や比較を通じて、日唐各々の令の中における營繕令の位置づけについて、賦役令との関係を考慮しながら考察したい。

1. 營繕令宋2・3条と養老2条の継受関係

天聖營繕令は宋令が多い篇目である。そのため、日本令との継受関係を考えたり、日唐令の比較を行うためには、まず、宋令から唐令を復原しなければならない。これから取り上げる宋2条・宋3条についても同様である。まず、天聖營繕令の宋2条・宋3条と、参考のために養老2条をあげる。

【天聖營繕令・宋2条】

諸新造州鎮城郭役功者、具科申奏、聽報營造。

【天聖營繕令・宋3条】

諸別奉勅令有營造、及和雇造作之類、未定用物数者、所司支料、皆先録所須總数、奏聞。

【營繕令・養老2条】

凡有所營造、及和雇造作之類、所司皆先録所須總数、申太政官。

宋2新造州鎮城郭役功条は、州鎮の城郭を新造する時の役功は大きいので具科申奏し、報を聴いてから營造せよという規定で、従来まったく知られていなかった。これに対して、宋3別奉勅令有營造及和雇造作条では、用物数について規定している。

従来の復原唐令については、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に、「〔唐〕諸別勅有所營造、○〔開二五〕計人功多少、申尚書省、聽報始合役功」とあり、〔唐〕の典拠は、『營繕令集解』養老2条所引「令義解」の唐令、〔開二五〕の典拠は、『唐律疏議』擅興律17興造言上条疏議所引の唐營繕令である。

従来の復原唐令は、天聖營繕令が発見されてみると、実は唐令2条分に当たることがわかる。「〔唐〕諸別勅有所營造」は、宋3条に該当し、「〔開二五〕計人功多少、申尚書省、聽報始合役功」は、宋2条に該当する。天聖令の宋令の場合、原則的に対応する唐令の存在が想定できるので、宋2条と宋3条の元になった唐令の条文があり、それぞれ營造に関する人功と用物の規定であったと考えられる。

宋2条に対応する唐令を復原してみよう。牛氏も参考にされた『唐律疏議』擅興律17「興造不言上待報」条疏議をあげてみる⁴⁾。

【『唐律疏議』擅興律17「興造不言上待報」条】

諸有所興造、応言上而不言上、応待報而不待報、各計庸、坐贓論減一等。

疏議曰、修城郭、築堤防、興起人功、有所營造、依營繕令、計人功多少、申尚書省聽報、始合役功。或不言上及不待報、各計所役人庸、坐贓論減一等。其庸倍論、坐止徒二年半。

とあり、「依宮繕令」以下が宋2条対応唐令条文の後半部分である。唐令条文前半部分については、宮繕令そのままではないかもしれないが、疏議の「依宮繕令」以前の部分が該当するのではないと思われる。「修城郭、築堤防、興起人功、有所營造」の部分で、宋2条の「新造州鎮城郭役功」に該当するが、唐令の場合、州鎮の城郭新造以外のものも含んでいたと推測できる⁵。すなわち、宋令において、「州鎮城郭役功」に特化したのではないかと考えられる。宋令の「新造」という用語も、宋25条に「自新創造」という類似した表現があるが、『唐律疏議』では「修城郭」と言っており、『旧唐書』『新唐書』の城郭造営関係の記事を見ても使用されておらず、宋令特有の表現である可能性が高い⁶。唐令では必ずしも新造ばかりではなかったものを、「州鎮城郭」の「新造」という官主導の大規模造営に特化し、「具科申奏」という手続きを経ることにしたのが、宋2条であったとすることができる。背景としては、宋初の対外関係など軍事的な要請が考えられよう。

宋2条に該当する唐令については、前半部を明確にすることができないが、次のように復原できる。

【復原唐宮繕令2条】

諸修城郭、築堤防、興起人功、有所營造者、計人功多少、申尚書省聽報、始合役功。

つぎに、宋3条に該当する唐令について検討する。

【天聖宮繕令・宋3条】

諸別奉勅令有營造、及和雇造作之類、未定用物数者、所司支料、皆先録所須總數、奏聞。

【宮繕令・養老2条】

凡有所營造、及和雇造作之類、所司皆先録所須總數、申太政官。

まず、「奏聞」の部分だが、唐令に基づいた養老令には「申太政官」とあり、前条も「申尚書省」と復原できるので、本条も「申尚書省」であったと考えられる。前条も本条も、唐令では「申尚書省」であったのが、宋令では「申奏」「奏聞」に変更されたことの意味は、拙稿で述べたように⁷、唐代後半期から政治システムの上で尚書省の権力が弱体化し、一方で皇帝独裁制が進み、宋代にいたって国制として定立したことが大きな影響を与えたものと考えられる。

つぎに、「未定用物数者」「支料」の部分は、養老令にはみえない字句であり、なくても意味は通じるが、前条に「人功」とあるので、対照させる意味で、「用物」の語があったかもしれない。

以上のように、宋2条・宋3条および該当の唐令は、城郭や堤防などの大規模造営や、別勅の營造、和雇造作などの特別な土木造営における人功・用物の規定であった。

一方で、日本令はこれらの条文をどのように継受したのだろうか。日本の養老令では、宋2条と直接対応する条文はみえない。宋3条と直接対応する条文のみ以下のようにみえる。

【宮繕令・養老2条】

凡有所營造、及和雇造作之類、所司皆先録所須總數、申太政官。

大宝令でも、「有所營造及和雇造作之類」の字句があったことが本条集解所引の古記からわかり、養老令とはほぼ同文であったことが推測される。一見すると、本条は、營造が有る所や和雇造作の類では、用物の総数を所司が先ず太政官に申上する規定にみえる。それでは、日本では、宋2条に該当する、すなわち、造営における人功については何も規定していなかったのだろうか。

本条集解諸説（令釈、令義解、穴説）では、本条の營造は、別勅臨時の營造のことであると、令義解は唐令「別勅有所營造」（前述宋2条対応唐令）を根拠として引用している。また、本条集解令釈では、「其賦役令、為丁夫立文。宮繕令、為材木役直并并料物立文」と言っており、賦役令22雇役丁条が役丁夫のための条文で、本条が材木・役直や料物など用物についての条文であると、榎木謙周氏など先学⁸は令釈の解釈に依っていることが多い。

確かに、賦役令22雇役丁条は、雇役の計画・徴発基準に関する規定であるが、雇役の財源については、賦役令5計帳条に、

凡毎年八月卅日以前、計帳至付民部、主計計庸多少、充衛士、仕丁、采女、女丁等食。以外皆支配役民雇直及食。九月上旬以前申官。

とあって、庸はまず衛士・仕丁・采女・女丁などの食に充てられ、その残りが雇役の直や食に充てられるのである。よって、別勅臨時の營造などにすぐに対応することは難しい財政構造になっていた（この点については後述する）。そのため、急な造営事業などの場合には、宮繕令の本条によって、令釈にもあるように、雇直を含んだ用物の総数とその都度、太政官に申請されることになっていたと考えられる。

さらに、日本の宮繕令1計功程条には、

凡計功程者、四月五月六月七月、為長功。（布一常得四功）。二月三月八月九月、為中功。（一常得五功）。十月十一月十二月正月、為短功。（一常得六功）。

とあって、季節ごとの労働基準の換算規定であるが、日本令では、布一常が何功に当たるかという換算規定を付しており、宮繕令1計功程条の集解古記および令義解には、「此条大例。毎年為雇役丁匠立文也」

「此条大例。為毎年雇役丁匠立制」とあって、雇役民の雇直を算出するためのものであったと考えられる⁹。

日本の大宝令では、中央の力役として、歳役ではなく雇役が規定されていたと考えられる¹⁰。そのため、営繕令 2 条以下の中央に係わる営造では、人功として、まず雇役が想定されていたのだろう。

以上のように、日本の養老営繕令 2 条では、営造が有る所や和雇造作の類では、雇直を含めた用物の総数を、所司が先ず太政官に申上する規定していたと考えられる。十川陽一氏も、(日本) 営繕令全体としては、人功を動員する場合の上申も用物として把握するように規定されていたと見るべきだろう、とされている¹¹。日本営繕令では、唐営繕令と比較すると、人功上申の規定が少ないが、この点については後述する。このように、日本令では、宋 2 条対応条

文を直接には継受しなかったが、営繕令 2 条に雇直を含めた用物を規定したので、結果的に宋 2 条と宋 3 条の対応唐令を、大宝・養老営繕令 2 条として継受したことになるのである。中央の造都などにおける雇役による営造、和雇による造作を想定した条文と言えるのではないだろうか。

2. 営繕令と賦役令

営繕令は土木工事や器物の営造、修繕について規定しているので、前述してきたように、賦役令と深い関係にある。つぎに、営繕令と賦役令の関係について考えてみて、さらに、営繕令の篇目が作られた意義について考察したい。

営繕令には、営造や修繕に際して、人功と調度(用物)について規定されている条文が多い。以下にあげてみる。

* 復原 3 (宋 2)	人功→申尚書省	なし
* 復原 4 (宋 3)	所須総数→申尚書省	養老 2 所須総数→申太政官
復原 12 (宋 12)	来年所須→申尚書省	養老 6 来年所須→申太政官
復原 13 (宋 13)	来年所須人功調度→申尚書省	なし
▽ 復原 15 (宋 15)	在京：調度人功→申尚書省 在外：役当所兵士・防人、調度当州官物	養老 8 在京：調度人力→申太政官 在外：役当所兵士・防人、調度当国官物
▽ 復原 18 (唐 2)	女功：諸司戸婢 音声家、調度太常	養老 9 女功：本司 役京内婦女
▽ 復原 20 (唐 3)	役防人	なし
▽ 復原 21 (唐 4)	用官物 修理：公廩物、官物、 役当処防人・衛士	なし
▽ 復原 23 (宋 19)	量差人夫修理、 非当可能弁者申請	養老 12 量差人夫修理 非当可能弁者申請
復原 24 (宋 20)	年終予料役功多少、随処供修、 功力大→申奏	なし
復原 27 (宋 23)	造替：人功・調度→申尚書省	養老 15 造替：人功・調度→申太政官
▽ 復原 29 (宋 25)	雑役兵人修理、無兵人処→申州 新創造功役大→具奏	なし
▽ 復原 30 (宋 26)	差人夫修理 役人多→且役且申 要急→軍營之兵士	養老 16 差人夫修理 役五百人以上→且役且申
* 復原 31 (宋 27)	計満千功以上→奏聞	なし

唐令においては、賦役令唐 1 計帳条で租庸調に基づく度支による支度国用、すなわち国家予算作成が規定されていた¹²。一方、同じく賦役令唐 20 応役丁条には、役丁の年間計画作成が規定されていた¹³。

租庸調による国家予算の例としては、大津透氏が復原・研究された儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符があげられ、毎年臨機応変に予算が立てられていたことがわかる。さらに、同文書によると、予算編成後の不足や変更については所司が独自に調整することが認められ、重大な場合には中央へ報告することが規定されており、料物不足の場合には、金部に報告して支用の許可を受けること、別勅により金部か

ら直接料物を受ける場合があったことなどが規定されていた。すなわち、不測の事態に対して柔軟に対応できるような財政構造になっていたと言える。

一方、力役についても、賦役令唐 20 条には、「(前略) 若当処役丁有贖、不得輒將迴役。其非年常支料、別有営作、事(卒) 須丁多、不可抽成(減) 者、並申度支処分」とあって、臨時営造に際しても度支が中心になって柔軟に対応できるようになっていた¹⁴。

以上のような唐の財政体制において、営繕令の諸規定はどのような位置づけになっていたのだろうか。前述した営繕令の人功・調度のみえる諸条文をみていくと、宋 2・宋 3 条の城郭や堤防などの大規模営造

や、別勅の營造、和雇造作などの特別な土木造営における人功・用物は、その都度尚書省に申すことになっている。すなわち、毎年の予算とは別に尚書省に申上して特別に許可を得る必要があったものと考えられる。言ってみれば、一般会計に対する特別会計のようなものである。

それに対して、宋 12 条から復原した唐令 12 条には、毎年の在京營造及び貯備雑物について規定している。

【天聖宮繕令・宋 12 条】

三京營造及貯備雑物、毎年諸司總料来年一周年所須、申三司、本司量校、予定出所科備、營造期限、總奏聽報。若依法先有定料、不須増減者、得本司処分。其年常支料供用不足、及支料之外、更有別須、応科料者、亦申奏聽報。

【復原唐宮繕令 12 条】

諸在京營造及貯備雑物、毎年諸司總料来年所須、申尚書省付度支、予定出所科備。若依法先有定料、不須増減者、不用此令。其年常支料、供用不足、及支料之外、更有別須、応科料者、亦申尚書省¹⁵。

復原唐令では、毎年、諸司が来年須ゆる所を總料し、尚書省に申し、予め出所を決めて科備することになっており、これはすなわち、毎年の予算に組み込まれることを意味すると考えられる。「予定出所科備」については、たとえば、儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符にみえる、両京に課される中央諸司の雑折綵のようなものを指すのかもしれない。なお、年常支料の供用不測の場合や、支料外に更に別に須いる場合にも、尚書省に申すことになっていた。

以上のことを念頭に前述の表をみると、營造・修理に要する人功・調度は、宋 12 条のように毎年の予算に組み込まれる場合（表の無印のもの）、毎年の予算内でその都度申請する場合（表の▽のもの）、宋 2 条・宋 3 条のように、通常予算外で特別に許可を得る必要がある場合（表の*のもの）の三種類に分類することができる。

すなわち、宮繕令の規定にみえる人功・用物は財政的にみると、賦役令に規定されている一般会計の予算を前提としていると捉えることができる。しかし、唐宮繕令全体をみると、宮繕令編纂の目的は、營造・修理に要する人功・調度について規定するとともに、宮殿や邸宅、軍器や車、絹や布などの營造のための統一規格を定め、營造・修理は国家的な統轄のもとに行われることを示したものと言える。宋 2 条（復原唐令 3 条）や宋 27 条（復原唐令 31 条）のように、城郭や堤防を築くような人功を興起して行う營造の場合には人功の多少を計算して尚書省に申したり、別勅修造で人力を給う際に千功以上になる場合には奏上することになっていて（両条とも直接的には日本令には継受されなかった）、人功を把握す

ることにこだわるのも、国家的な統轄を表していると考えられる。

それでは、日本の宮繕令はどのように位置づけられるだろうか。唐では国家予算作成を規定した賦役令唐 1 計帳条は、日本の養老賦役令 5 計帳条に継受されたが、内容は大きく変更された¹⁶。

【養老賦役令 5 計帳条】

凡毎年八月卅日以前、計帳至付民部。主計付民部。主計計庸多少、充衛士・仕丁・采女・女丁等食。以外皆支配役民雇直及食。九月上旬以前申官。

前述したように、庸は、衛士・仕丁・采女・女丁等の食に充て、残りを役民の雇直と食に充てるという庸の分配のみの規定となっており、唐令の国家予算作成の規定とは、大きく異なっていることがわかる。日本では、調は繊維製品だけでなく、海産物や鉱産物など各地方の特産品の現物貢納で、服属儀礼的な性格を残しており、毎年各国から決まった物品が定額貢納されているので¹⁷、予算を立てる余地がなかったと言える。言ってみれば、国家予算の一般会計は存在しなかったのである。

一方、力役の方も、賦役令唐 20 応役丁条に相当する養老賦役令 22 雇役丁条には、雇役の年間計画が規定されているが、唐令のような臨時造営に対応できるような規定にはなっておらず、「自十月一日、至二月卅日内、均分上役。一番不得過五十日。若要月者、不得過卅日。其人限外上役、欲取直者聽」という雇役の徴発基準など、日本独自の番上雇役制の規定となっている¹⁸。

すなわち、日本令では、用物・役功とも、不測の事態に柔軟に対応できる財政構造にはなっていなかったことが指摘できる。このような財政構造の中で、宮繕令はどのような位置づけをしめていたのだろうか。日本の宮繕令は、唐令が推定 32 条あったのに対し、17 条しか継受なかった。そのため、人功・用物を定めた条文も少ない。そのうち、養老宮繕令 2 条は宋 3 条に対応した条文で、營造が有る所や和雇造作の類では、用物の総数を所司が先ず太政官に申上する規定であるが、雇直等という形式で人功をも含んだ用物申上であった。すなわち、日本令では国家予算の一般会計が存在しなかったため、本条も特別会計というわけではなく、營造工事を行う場合には、その都度、太政官に申請するという直接的な方法がとられていたのだと理解できる。また、力役として想定されていた雇役についても、融通性のない構造になっていたため、雇直という形式で用物の総数の中に含めて申請することになっていたのだろう。

一方、唐令では特殊な予算であった天聖宮繕令宋 12 条・復原唐宮繕令 12 条対応の日本令はどのようになっていたのだろうか。

【養老宮繕令6在京營造条】

凡在京營造、及貯備雜物、毎年諸司摠料来年所須、申太政官、付主計。予定出所科備。若依法、先有定料、不須増減者、不用此令。其年常支料、供用不足、及支料之外、更有別須、応科折者、亦申太政官。

在京の營造や貯備雜物について、毎年諸司が来年必要な物資を計算して太政官に申上し、主計に付すのだが、「予定出所科備」について、集解諸説をみると、例えば長門国から銅、伊予国から鐵を出させるなど、太政官が割り当てており、この部分だけ、太政官が予算編成を行っていたと言うことができる¹⁹。

以上のように、日本の宮繕令は、財政的にみると、賦役令にはない營造・修理関係の人功を含む用物申請を規定し、賦役令を補っていたと言うことができる。財政的にみると、唐令より日本の宮繕令の方が意義が大きかったと言えよう。一方、宮繕令全体をみると、唐令とは異なり、日本の宮繕令では、營造のための国家的な統一規格を定めることも少なく、地方の營造・修理の規定も少ない²⁰。すなわち、国家的な營造・修理という観念が未発達と言うことができよう。

このように、宮繕令各条文に日唐の相違があるだけでなく、篇目自身のもつ意義も、日唐では異なっていたことを述べて終わりにしたい。

注

1. 池田温「唐令と日本令—〈唐令拾遺補〉編纂によせて—」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、1992年)、牛來穎「《宮繕令》と少府将作宮繕諸司職掌」(『唐研究』12、北京大学出版社、2006年)。
2. 拙稿「宮繕令からみた宋令・唐令・日本令」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年)。
3. 拙稿「天聖令の発見と日本古代史研究」(『歴史学研究』833、2007年)。
4. 牛氏の唐令復原は、すべて牛來穎「天聖宮繕令復原唐令研究」(『天一閣藏明鈔本天聖令校證』下、中華書局、2006年)。
5. 十川陽一氏も同様の意見を述べておられる(「日唐宮繕令の構造と特質」『法制史研究』58、2008年)。
6. 注(2)前掲拙稿の注(23)を参照。
7. 注(2)前掲拙稿参照。
8. 榎木謙周「国衙徴発力役の構造と変遷」(楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版、1989年)。
9. 森明彦「雇役制の財政史的考察—宮繕令計功程条について—」(『続日本紀研究』228、1983年)。
10. 青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令国家論攷』岩波書店、1992年、初発表は1958年)。
11. 十川注(5)前掲論文。
12. 大津透「唐律令国家の予算について—儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試積—」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年、初発表は1986年等)。以下、唐律令国家の予算については、大津氏の論文による。
13. 大津透「日唐賦役令の構造と特質」(大津注(12)前掲著書、初発表は2002年)。
14. 十川注(5)前掲論文。
15. 唐令の復原は、牛注(4)前掲論文による。改めて検討したい。
16. 大津注(13)前掲論文。
17. 大津注(12)前掲論文など。
18. 大津注(13)前掲論文など。
19. 大津注(12)前掲論文など。
20. 注(2)前掲拙稿。